

議第64号

令和5年度滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計補正予算（第5号）

(総 則)

第1条 令和5年度滋賀県の琵琶湖流域下水道事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入および支出)

第2条 収益的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 琵琶湖流域下水道事業収益		千円 20,680,733	千円 387,473	千円 21,068,206
	1 営業収益	9,023,304	△ 465,892	8,557,412
	2 営業外収益	11,657,429	853,365	12,510,794

支 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 琵琶湖流域下水道事業費用		千円 21,443,252	千円 △ 94,677	千円 21,348,575
	1 営業費用	20,873,945	△ 59,584	20,814,361
	2 営業外費用	569,307	△ 35,093	534,214

(資本的収入および支出)

第3条 資本的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

(補正後の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 2,291,963千円は、過年度分損益勘定留保資金 1,218,337千円、当年度分損益勘定留保資金 952,191千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額 121,435千円で補填するものとする。)

収 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 資本的収入		千円 13,208,800	千円 △ 1,273,996	千円 11,934,804
	1 企業債	3,352,000	△ 496,500	2,855,500

2	出 資 金	891,734	△ 64,904	826,830
3	補 助 金	6,773,946	△ 433,604	6,340,342
4	負 担 金	2,191,120	△ 279,047	1,912,073
5	固定資産売却代金	—	59	59

支 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 資本的支出		千円 15,251,500	千円 △ 1,024,733	千円 14,226,767
	1 建設改良費	11,434,301	△ 1,010,726	10,423,575
	3 返 還 金	38,255	△ 14,007	24,248

(企業債)

第4条 起債の限度額を、次のとおり補正する。

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
流域下水道建設事業費	千円 2,578,700	千円 2,082,200
計	3,352,000	2,855,500

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第5条 議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、次のとおり補正する。

科 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
職 員 給 与 費	千円 528,754	千円 △ 833	千円 527,921

(他会計からの補助金)

第6条 流域下水道の建設、高度処理、不明水処理、雨水処理、淡海環境プラザ運営、汚泥有効利用に関する研究および電力・ガス・薬品の価格高騰分に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を、次のとおり補正する。

科 目	補正前の額	補正額	計
補助金	千円 2,409,707	千円 581,102	千円 2,990,809

上記の議案を提出する。

令和6年3月11日

滋賀県知事 三日月 大 造